

令和6年度諫早市農業委員会 第7回総会議事録

1 開催日時 令和6年10月25日(金) 開会 午後2時00分～閉会 午後3時30分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (19人)

会 長	20番	山開博俊			
会長職務代理者	19番	久本純造			
農 業 委 員	1番	久保 繁	2番	牟田 繁	3番 西口雪夫
	4番	立森和富	5番	前田貞松	6番 林田芳信
	7番	平野和敏	8番	増田真美子	9番 補伽文夫
	10番	森田正男	12番	松本秀徳	11番 中島康範
	13番	江崎義明	14番	野田 浩	15番 泉野政則
	16番	田渕勇二	17番	池田武弘	18番 増山時子

4 欠席委員 (0人)

5 議 案

- 第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
- 第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件
- 第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件

6 報 告

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
- 第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書受理の件
- 第6号 非農地通知申出書受理の件

7 そ の 他

8 事 務 局

局 長	諸岡昌史	次 長	嶋田弘樹	事務職員	久間利彦
事務職員	俣野海喜				

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和6年度 諫早市農業委員会 第7回総会」を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。
農業委員会の在任委員20名中、20名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に8番・増田真美子委員、
17番・池田武弘委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題について説明します。

1番、小栗地区、川床町の農地5筆、4,618㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は14,767㎡です。トラクターやコンバイン等の機械は所有されています。また、農業に約50年間従事されており、譲受人宅から申請地までは徒歩で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

2番、小栗地区、小川町の農地1筆、294㎡について耕作を始めるため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は294㎡です。耕うん機や草刈機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業を始められる予定です。また農業に約8年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

3番、小野地区、川内町の農地2筆、3,827㎡について、耕作に便利のため、交換する申請です。権利取得後の農地面積は146,143㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約51年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

4番、小野地区、川内町の農地1筆、3,241㎡について、耕作に便利のため、交換する申請です。権利取得後の農地面積は42,553.16㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約30年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分以内であり

ますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

5番、長田地区、白原町の農地9筆、2,764㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は5,780㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約8年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

6番、森山地区、森山町田尻の農地2筆、88,91㎡について農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は21,066.07㎡です。トラクターやコンバイン等の機械は所有されています。また農業に約50年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

7番、高来地区、高来町峰の農地1筆、310㎡について耕作を始めるため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は310㎡です。軽トラックや草刈機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業を始める予定です。また農業に約10年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

8番、小長井地区、小長井町遠竹の農地1筆、75㎡について耕作面積を拡大するため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は101㎡です。軽トラックや草刈機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。農業には約20年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

議 長 議案第1号の説明がありましたので、1番と2番について小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し水稻、サツマイモ、玉ねぎを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通しゆず、レモン、サツマイモを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 1番と2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番と2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、3番と4番について小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、交換する農地において年間を通し水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、交換する農地において年間を通し水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 3番と4番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番と4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番と4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、5番について長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通しミニトマトを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 5番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので5番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、6番について森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通しサツマイモを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 6番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、6番、は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、7番について高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 7番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し白菜、玉ねぎ、トマト等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 7番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番、は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、8番について小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 8番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し玉ねぎ、馬鈴薯、大根等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 8番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、8番、は申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題について説明します。

1番、川内町の田2筆合計1, 165㎡の農地を農業用倉庫兼苗床用地とする転用申請です。追認の申請となります。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、10ha以上の広がりがある農地に隣接しているので第1種

農地に該当し原則不許可になりますが、農業用施設ですので不許可の例外に該当しております。本件は、平成25年頃から農業用倉庫兼苗床用地として利用しているものです。今回、新たに農業用倉庫の建築を計画したところ転用申請を行っていないことが判明したもので、今後も現状のまま利用する意向があり、また、新たな農業用倉庫の建築も行うため申請するものです。盛土を最高0.5m施しますが、ほぼ現状のまま利用するため被害の発生は無いものと思われます。雨水については敷地内に素掘り側溝を整備し水路に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については通帳で確認しています。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がっております。

2番、湯野尾町の畑1筆383㎡の農地を農業用倉庫用地とする転用申請です。追認の申請となります。区域区分はその他の区域、農用地区域です。本件は、平成12年頃から農業用倉庫用地として利用しているものです。今回、所有地の確認を行ったところ転用申請を行っていないことが判明したもので、今後も現状のまま利用する意向があるため申請を行うものです。現在被害を及ぼしておらず、今後も同様に利用するため被害の発生は無いものと思われます。隣接する農地は自己所有であり問題なく、現状のまま利用するため追加の資金は発生いたしません。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がっております。なお、令和6年10月8日付で農用地利用計画の軽微な変更がなされております。議案第2号の説明は以上で説明は以上です。

議長 議案第2号の説明がありましたので、1番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、農業用倉庫兼苗床用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議長 次に、2番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、農業用倉庫用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 2番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(議案第3号)

事務局

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」についてご説明いたします。

1番、早見町の畑1筆659㎡のうち通信用鉄塔等を除く有効利用面積513㎡の農地について住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。本件は木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成については、盛土を最高2.0m、切土を最高1.0m施し法面保護により土砂等の流出を防ぎます。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路に放流します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。

2番、貝津町の田1筆207㎡、地籍調査による実測面積が546㎡ありますが、登記が未了ですので現在の登記地籍207㎡での申請となります。こちらの農地を資材置場用地とする転用申請です。契約内容は賃借権設定、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、諫早インターチェンジからおおむね300m以内にある農地ですので第3種農地に該当しております。申請者は採石業を営んでおりますが、製品販売の拠点、中継拠点とするため新たに資材置場を整備するものです。土地の造成については、盛土を最高1.0m施し法面保護により土砂等の流出を防ぎます。雨水については自然流下とし、汚水・生活雑排水については発生しません。隣接する農地はなく、資金については通帳で確認しています。

3番、本野町の畑1筆399㎡の農地と併用地1筆251㎡を合わせた合計650㎡のうち法面等を除く有効利用面積367.97㎡について住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については10ha以上の広がりがある農地に隣接しているので第1種農地に該当し原則不許可になりますが、既存の集落に接続しますので不許可の例外に該当しております。本件は木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成については、盛土を最高0.4m、切土を最高4.3m施し法面保護により土砂等の流出を防ぎます。雨水については道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。なお、地区別協議会でご質問のありました道路の擁壁部分の工事につきましてはすでに施工承認がなされていることを確認しております。

4番、多良見町市布の田1筆1,019㎡の農地について住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、木造2階建ての共同住宅1棟を建築するものです。土地の造成については、盛土を最高0.7m、切土を最高0.

1 m施し擁壁を設け、土砂等の流出を防ぎます。雨水については敷地内の集水枡から道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水については下水道に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については残高証明書及び融資証明書で確認しております。都市計画法第29条開発許可申請中です。

5番、飯盛町野中の田5筆合計5856㎡の農地について特定建築条件付土地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当します。本件は、22区画を造成し住宅を建築する計画となっており、造成については盛土を最高2.1 m施し、擁壁を設け土砂等の流出を防ぎます。雨水は造成地内に側溝を整備し道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水については合併浄化槽から道路側溝に放流します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。諫早市環境保全条例事前協議済みです。

6番、飯盛町古場の田1筆473㎡の農地について住宅用地とする転用申請です。契約内容は使用貸借権設定、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。本件は木造平屋建ての住宅を建築するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するので被害の恐れはありません。雨水については水路に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路に放流します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資証明書で確認しています。

議 長 議案第3号の説明がありましたので、1番について有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 1番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 1番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、2番について多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 2番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、資材置場用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 2番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議	長	ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議	長	次に、3番について本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委	員	3番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議	長	3番について、何かご質問はありませんか。 (「なし」と言う者あり)
議	長	ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。 (「異議なし」と言う者あり)
議	長	ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議	長	次に、4番について多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委	員	4番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議	長	4番について、何かご質問はありませんか。 (「なし」と言う者あり)
議	長	ご質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。 (「異議なし」と言う者あり)
議	長	ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議	長	次に、5番と6番について飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委	員	5番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、特定建築条件付土地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。 6番について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議	長	5番と6番について、何かご質問はありませんか。 (「なし」と言う者あり)
議	長	ご質問がないようですので、5番と6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。 (「異議なし」と言う者あり)
議	長	ご異議がないようですので、5番と6番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議 (議案第4号)	長	次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事 務 局		議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」についてご

説明いたします。

1 番、森山地区、森山町本村の農地 7 筆 3, 1 5 2 m²、について、新たに法人として農業経営を開始するため、使用貸借 1 0 年で借り入れる新規設定の申出です。申出人は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営されています。

2 番、森山地区、森山町田尻の農地 1 筆 4 1 6 m²、について農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、サツマイモの生産を主体に経営されています。

3 番、小長井地区、小長井町遠竹の農地 6 筆 5, 3 5 2 m²について農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、ゴーヤ、玉ねぎの生産を主体に経営されています。

以上、1 番～3 番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしています。以上で議案第 4 号の説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、1 番から 3 番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1 番から 3 番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1 番から 3 番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第 5 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第 5 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」についてご説明いたします。

1 番、小野地区、黒崎町の農地 2 筆、2, 2 5 5 m²を賃貸借 1 0 年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

2 番、小野地区、小野島町の農地 3 筆、7, 2 9 1 m²を使用貸借 1 0 年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

3 番と 4 番は借受人が同一の案件となります。

3 番、小野地区、川内町の農地 2 筆、1, 4 6 9 m²

4 番、小野地区、川内町の農地 1 筆、7 1 3 m²

計 2, 1 8 2 m²を使用貸借 2 0 年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、ミニトマトの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

5 番、飯盛地区、飯盛町山口の農地 2 筆、1, 9 7 3 m²を使用貸借 1 0 年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、生姜の生産を主体に経営され

ており、今回、権利の設定を受けることにより農地中間管理事業の活用に繋がります。

6番、高来地区、高来町三部壱の農地1筆、1,481㎡を賃貸借20年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、新規で農業経営を開始するものであり、ゴーヤを主体的に生産する予定です。

以上、第5号議案の1番から6番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、1番から6番までの農用地利用集積等促進計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものがあります。以上で議案第5号の説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、1番から6番について、何かご質問はありませんか。

議 長 ご質問がないようですので、1番から6番は、「意見なし」とすることご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から6番は、「意見なし」とすることに決定いたします。

(報告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

小栗地区から1件、真津山地区から1件、多良見地区から1件、飯盛地区から3件、高来地区から1件、合計7件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。小野地区から1件の通知が出ています。解約理由としましては、都合により耕作できなくなったためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告します。

1番、久山町の田1筆60㎡を住宅用地とする届出です。

2番、真崎町の畑4筆合計407.14㎡を住宅用地とする届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告します。

1番、原口町の畑1筆203㎡を住宅用地とする売買の届出です。

2番、小川町の畑1筆705㎡を住宅用地とする売買の届出です。

3番、真崎町の畑1筆820㎡を住宅用地とする売買の届出です。

報告第5号「農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書受理の件」につきましてご報告します。

1番、長田町の田2筆合計2266㎡を駐車場用地とする許可申請が令和6年7月にあり、同月および8月総会にて審議していただきましたが、隣接農地所有者等

との同意書の提出を求めるとの意見があったため、審議保留となっていたものです。今回、駐車場の計画について見直しを行ったため、農地転用許可申請について取下げとなりました。

報告第6号「非農地通知申出書受理の件」につきましてご報告します。

小野地区から1件、小栗地区から1件、有喜地区から3件、飯盛地区から1件、計6件の非農地通知申出書を受理いたしました。いずれも山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

第1号 農地法第3条許可 8件。

第2号 農地法第4条許可 2件。

第3号 農地法第5条許可 6件。

第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定 3件。

第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画 6件。

以上、審議件数は、全部で25件でございました。

議 長 以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和6年度諫早市農業委員会第7回総会を閉会いたします。

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____